



令和4年8月10日

鳥取労働局長
山本 浩司 殿

鳥取地方最低賃金審議会
会長 佐藤 匡 印

鳥取県最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和4年7月4日付け鳥労発基 0704 第1号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のと通りの結論に達したので答申する。

また、別紙2のとおり平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方にに基づき最新のデータにより比較したところ、令和2年10月2日発効の鳥取県最低賃金（時間額792円）は、令和2年度の鳥取県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

なお、最低賃金額の引上げを円滑に実施するため、政府、特に、中央最低賃金審議会に対して下記の取組を実施するよう強く要望する。

1 政府への要望

- ① 中小企業・小規模事業者の最低賃金の引上げに向けた環境整備については労使共通の認識である。政府は需要喚起策や生産性向上の支援（業務改善助成金の特例的な要件緩和・拡充等）を早急に行うこと。
- ② 取引条件の適正化について、「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」（令和3年12月）及び「取引適正化に向けた5つの取組」（令和4年2月）に基づき、中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保できるよう、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の適切な価格転嫁に向けた環境整備を行うこと。
- ③ 来年度以降の円滑な最低賃金の議論に資するため、中期的な工程表を明らかにすること。その際、各種施策との時間軸の関係性を示すこと。

2 中央最低賃金審議会への要望

- ① 中央において客観データに基づく議論を尽くされた点は評価できる。一方、目安答申の遅れにより、地方最低賃金審議会の審議日程及び発効日に甚大な影響が

生じた。来年度は地方における審議時間を十分に確保できるよう、中央において適切な日程配備とすること。

- ② 地方最低賃金審議会の公益委員は、労使代表委員と異なり、中央とのチャンネルがなく、また、他県公益委員との情報交換ルートも持たない。中央最低賃金審議会のもとに「全国地方最低賃金審議会会長会議（仮称）」を立ち上げ、目安に関する小委員会の金額審議経過の説明やランクごとの分科会（意見交換等）を設置すること。

鳥取県最低賃金

- 1 適用する地域
鳥取県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間 854円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
法定どおり

鳥取県最低賃金と生活保護との比較について

1 地域別最低賃金

- (1) 件 名 鳥取県最低賃金
- (2) 最低賃金額 時間額 792 円
- (3) 発 効 日 令和 2 年 10 月 2 日

2 生活保護水準

- (1) 比較対象者
18～19 歳・単身世帯者
- (2) 対象年度
令和 2 年度
- (3) 生活保護水準（令和 2 年度）
生活扶助基準（第 1 類費＋第 2 類費＋期末一時扶助費）の鳥取県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額（93,176 円）

3 生活保護に係る施策との整合性について

上記 1（2）に掲げる金額の 1 箇月換算額（註）と上記 2（3）に掲げる金額とを比較すると鳥取県最低賃金が下回っているとは認められなかった。

（註） 1 箇月換算額

792 円（鳥取県最低賃金）×173.8（1 箇月平均法定労働時間数）
×0.817（可処分所得の総所得に対する比率※）＝112,460 円

※ 令和 4 年 7 月 12 日に開催された、中央最低賃金審議会第 2 回目安小委員会で提出された、「生活保護と最低賃金」グラフに示された比率